

議案第 162 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 施設の名称 史跡旧崇広堂  
旧小田小学校本館  
三重県指定有形文化財（建造物）入交家住宅  
名勝及び史跡城之越遺跡
- 2 指定管理者 伊賀市西明寺 3240 番地の 2  
公益財団法人伊賀市文化都市協会  
理事長 中村 忠明
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで